農地中間管理機構関連農地整備事業について

　　○　○　○　○地区

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 －農地中間管理機構－

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（公社）　兵庫みどり公社

１　機構関連の農地整備事業について

　　兵庫県では、公益社団法人　兵庫みどり公社が、県知事から農地中間管理機構（以下「機構」という。）の指定を受け、農地の集積・集約化を進める農地中間管理事業に取り組んでいます。

　　機構関連の農地整備事業は、この機構が借り受けている農用地等を対象に、農用地等の所有者や貸付けの相手方の申請によらず、兵庫県が農業者の費用負担を求めずに農地整備を行うことができる事業です。

　　機構に15年以上の借受期間を設定して貸し付けた農用地等については、機構関連農地整備事業が行われることがありますので、その内容について説明します。

　本説明は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)に基づき、機構関連の農地整備事業の実施の有無にかかわらず、機構が農用地等を借り受けるに当たって、当該農用地等の所有者及び貸付けの相手に対して必ず行わなければならないこと（法律に基づく義務）とされています。

２　機構関係の農地整備事業の内容について

　①　機構関連の農地整備事業の対象となる農用地等は、機構の借受期間が機構関連の農地整備事業の計画の決定（公告）時から15年以上あるものです。また、10ha以上（中山間地域は5ha以上）のまとまった農用地等が対象です。

　②　機構関連の農地整備事業は、兵庫県が事業実施主体となって、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担を求めずに農地区画整備（ほ場整備）とそれに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を一体的に行う事業です。

　③　事業実施地域については、兵庫県が各市町・地域の農地の状況や担い手への集積・集約化の計画、将来の営農計画等を考慮した上で決定されます。

３　留意事項について

　①　機構関連の農地整備事業が実施された農用地等に係る農用地区域から除外(農地転用)については、機構の借受期間が満了し除外要件等を満たす場合に限り可能です。

　②　機構関連の農地整備事業が行われた農用地等の所有者が機構への貸付けを、自らの都合で一方的に解除した場合は、特別徴収金（工事に要した経費の全部）が徴収されます。

　上記について説明を受けました。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（所有者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名